

別紙標準様式（第7条関係）

会議録

会議の名称	第1回総合型放課後事業委託事業者選定審査会
開催日時	令和4年9月26日（月） 午前10時00分～
開催場所	第3分館3階 第3会議室
出席者	会長：本多重夫 副会長：大森布実子 委員：後閑容子、坂口孝司、富岡量秀
欠席者	なし
案件名	(1) 会長、副会長の選任について (2) 審査会への諮問について (3) 審査会の運営について (4) 総合型放課後事業について (5) 総合型放課後事業運営業務 運営事業者募集要項（案）、仕様書（案）について (6) 総合型放課後事業運営業務事業者選定基準（案）について (7) その他
提出された資料等の名	資料1 諮問書（写し）採点表集計 資料2 委員名簿 資料3 総合型放課後事業について 資料4 総合型放課後事業運営業務運営事業者募集要項（案） 資料5 総合型放課後事業運営業務 仕様書（案） 資料6 総合型放課後事業運営業務 事業者選定基準（案） 資料7 枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程 参考資料1 枚方市立留守家庭児童会室条例 参考資料2 枚方市立留守家庭児童会室条例施行規則 参考資料3 枚方市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 参考資料4 枚方市附属機関条例
決定事項	
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	
傍聴者の数	
所管部署（事務局）	教育委員会 学校教育部 放課後子ども課

審 議 内 容

【事務局】

それでは、定刻となりましたので、会議を始めさせていただきます。
まず初めに、学校教育部長の位田から、一言御挨拶させていただきます。

【事務局】

皆様、おはようございます。学校教育部長の位田と申します、どうぞよろしくお願いいたします。
まず、

今日は、大変お忙しい中、総合型放課後事業委託事業者選定審査会に御出席いただきまして、ありがとうございます。

本審査会は、本日を含め計4回開催を予定しております。委員の皆様におかれましては、慎重なる御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。今日は、どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】

放課後子ども課長の交久瀬と申します。よろしくお願いいたします。

開会に先立ちまして、まず、本日の審査会について、後ほど公開・非公開を決定させていただきますが、審査会の会議録の内容の正確性を期すため、補助的に会議を録音させていただきたいと考えております。これは、本市では、審議会の会議録については、委員の発言内容を全文章もしくは全文章に近い要約筆記とすることを決めておりますので、そのためです。御了承をお願いします。

また、委員の皆様にお配りします資料につきましては、個人情報保護の観点から、審査会において最終的に答申をいただきました後、事務局において回収し、処分させていただきたいと考えておりますので、併せてお願いいたします。

それでは、ただいまから、第1回総合型放課後事業委託事業者選定審査会を開会します。本審査会の会長が選任されますまでの間、進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日の出席委員は5名全員で御出席をいただいておりますので、本日の会議が成立している旨、御報告いたします。

それでは、お手元の資料2に基づきまして、委員の皆様を五十音順で紹介させていただきます。

税理士の大森布実子委員でございます。

【委員】

大森でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】

摂南大学看護学部名誉教授の後閑容子委員でございます。

【委員】

後閑です。よろしくお願いいたします。

【事務局】

枚方市コミュニティ連絡協議会会計監査の坂口孝司委員でございます。

【委員】

よろしくお願いいたします。

【事務局】

大谷大学教育学部教授の富岡量秀委員でございます。

【委員】

よろしくお願いいたします。

【事務局】

弁護士の本多重夫委員でございます。

【委員】

よろしくお願いいたします。

【事務局】

次に、本審査会の事務局職員の紹介をさせていただきます。
学校教育部長の位田でございます。

【事務局】

位田でございます、よろしくお願いいたします。

【事務局】

学校教育部教育支援室長の木村でございます。

【事務局】

木村でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局】

放課後子ども課長代理の樋上でございます。

【事務局】

樋上でございます、よろしくお願いいたします。

【事務局】

事務職員の永田でございます。

【事務局】

永田でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局】

今、離席しておりますが事務職員の中島も参加させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次に配付資料を確認させていただきます。

本日の資料はダブルクリップで留めさせていただきます、資料1から資料7、参考資料1から参考資料4でございます。このほか、机上配付資料として、審査会の開催日程を記した資料も御用意させていただいております。資料は以上ですが、不足等はございませんでしょうか。

それでは、案件を御審議いただきたいと思っております。

まず、「案件（1）会長、副会長の選任について」ですが、本審査会には、枚方市附属機関条例の規定（参考資料4としてお配りしております）によりまして、委員の皆様方の互選により、会長、副会長を置くこととなっております。事務局といたしましては、適宜、法的また財務的な事項に御留意いただきながら、各委員の豊富な知識、御経験によりまして、活発な御議論をお願いしたいと考えております。そうした観点から、第1期と同様に会長を弁護士の本多重夫委員に、副会長を税理士の大森布美子委員に、お願いしてはどうかと考えておりますが、いかがでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、会長に本多重夫委員、副会長に大森布美子委員を選任いただくことを選任いただくことを御承認いただきました。恐れ入りますが、本多委員、大森委員は、会長、副会長の席へ移動をお願いいたします。

それでは、会長、副会長より、一言御挨拶をいただきたいと思っております。

【会長】

本多でございます。大変僭越ではございますけれども、会長を務めさせていただきたいと思っております。

私自身は、法律に関して実務的なことが少し分かっているだけなので、非常に先生方の専門的な知識や御経験を賜りまして、枚方市にとって最もいい事業者を選定させていただきたいと思っておりますので、よろしく御協力をお願いいたします。

以上でございます。

【副会長】

副会長に選任されました大森でございます。会長を補佐しながら、微力ではございますが会議の円滑な進行に努めさせていただきたいと思っておりますので、どうぞ御協力のほどよろしくお願いいたします。

【事務局】

それでは、以降は、本多会長に審査会の進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【会長】

それでは、早速ではございますけれども、「案件（２）審査会への諮問について」を議題とさせていただきます。

事務局よろしくお願いいたします。

【事務局】

諮問書。総合型放課後事業委託契約予定事業者の選定にあたり、枚方市附属機関条例により諮問いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局から本多会長へ諮問書の手交】

【会長】

それでは、審査会を進めてまいりたいと思っております。

続きまして、「（３）審査会の運営について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

【事務局】

それでは、御説明いたします。

お手元に配りしております資料７「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程」（抜粋）を御覧ください。

この規程は、本市における審議会等の会議の公開等に関するルールについて定めたものでございます。第３条の網掛け部分ですが、本市では、原則として、会議は公開するものとしております。

ただし、その下に記載をしております（１）から（３）のいずれかに該当する場合は、会議を公開しないことができる旨を規定しております。また、第３条２項におきまして、会議を公開とするか、非公開とするかの決定は、この会議において決定していただく旨を規定しております。

事務局としましては、本審査会で御議論いただく内容につきましては、委託事業者選定過程や審査内容、本条例第３条の（２）、枚方市情報公開条例第５条の規定による非公開情報が含

まれるものと考えております。具体的には、資料の裏面を御覧ください。

本市情報公開条例の抜粋を記載しておりますが、本審査会では、この（６）、実施機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるものと考えており、会議を「公開しないことができる」ものと考えております。

恐れ入りますが、資料の表面にお戻りください。

次に、会議録の作成についてでございますが、規程の第６条第４項にございますように、審議の経過が分かるように、発言内容を明確にして記録するものとされております。これは委員の皆さんの発言内容について、全文筆記又は全文筆記に近い要約筆記とすることが求められているものでございます。ただし、発言者名につきましては、個人名を記載せず、単にＡ委員、Ｂ委員、Ｃ委員と表記させていただいてはどうかと考えております。

なお、事務局としましては、会議録につきましては、事務局で作成の上、全委員に御確認いただいた上で答申をいただいた後に公開する取り扱いとしていただいております。

以上でございます。

【会長】

ありがとうございます。ただいま、事務局からの説明につきまして、先生方御意見、あるいは御質問ございましたら御発言いただけますか。

よろしいですか。条例の建て付けに即した御提案と思います。

それでは、お諮りいたします。本件について、審査会の会議は非公開、会議録は作成の上、本審査会の答申後に公開とすることで、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

【会長】

ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本件については、ただいま申し上げたとおりに決定いたしました。

次に、提出資料の取り扱いにつきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは、審査会の提出資料の取り扱い、公開・非公開について、御説明します。事務局としましては、先ほどの御決定いただいた審査会の会議録と同様、審査会の提出資料につきましても、枚方市情報公開条例第５条の規定による非公開情報が含まれるもの、すなわち、「公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるもの」に該当するものとして、答申をいただいた後に公開する取り扱いとしていただいております。

ただ、資料のうち、委員名簿につきましては、情報公開を進める今日的状況から、本市では、

公開している現状がございます。

つきましては、この委員名簿の取り扱いについても、ここで御協議いただければと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

【会長】

委員名簿は若干入られるみたいな形になるように思われますけれども、御意見、御質問はございましたら、自由に御発言いただけますか。

よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。本件について、審査会の提出資料等については、本審査会の答申後に公開とすることとして、ただし委員名簿については、氏名、職業について公表することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】

異議なしと認めます。本件については、そのように決定させていただきたいと思います。

傍聴者はいないのですよね。そうしたら、引き続き審査会を進めてまいりたいと思います。

まず、本審査会の日程について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは、お手元の机上配付資料、先ほど日程調整していただいた部分を、今から事務局から配らせていただきます。

【会長】

午前と午後というのは、大体何時頃を想定されているのですか。

【事務局】

午前の場合は、10時とっております。午後はプレゼンテーションの日になると思いますので、午後1時ぐらいから始めさせていただけたらと思うのですが、いかがでしょうか。

【会長】

そういうことなのですが、どうでしょうか。よろしいですか。

はい、それをお願いいたします。

【事務局】

それでは、御説明させていただきます。

先ほども御説明がさせていただいたとおり、審査会についてはおおむね4回を予定させてい

ただいております。

1 回目は本日、この後、仕様書等の内容について、御議論いただきたいと思います。

2 回目につきましては、11月7日午前の10時頃からということで、事業者の応募状況の確認や事業計画等の提案内容についての御審査をお願いしたいと思います。

第3回目としまして、11月12日午後に事業者によるプレゼンテーション及び各委員による選定を行っていただきます。

4 回目としまして、11月27日午前10時から、選定結果の報告及び答申をいただきたいと考えております。

続きまして、資料6の選定基準(案)について御説明いたします。

この選定基準は、募集要項や仕様書に基づき作成するものでありまして、委員の皆様から申請団体を評価いただく際の基準となるものでございます。これについても、本日、委員の皆様から御意見をいただいた上で確定いただければと考えております。

また、本日の審査会で、募集要項等を御確認いただきその内容を確定した後、10月5日から資料の配布を行い、質疑応答などを経まして、10月13日から、応募書類の受付を行う予定としております。

また、次回の審査会では、申請団体から提出された事業計画書等の提案内容が、本市が求める要求事項を満たしているかを御確認いただくとともに、プレゼンテーションの実施方法について御審議いただきたいと考えております。第3回審査会においては、先ほども申し上げましたとおり、プレゼンテーションを実施し、第4回目において、答申をいただくような予定をしております。

説明につきましては、以上でございます。

【会長】

今のスケジュール等につきまして、さらに御質問等ございましたら、自由に御発言いただけますか。

特になければ、次に移らせていただきたいと思います。

「案件(4)の総合型放課後事業について」を議題とします。

本件について、事務局から御説明を願いますか。

【事務局】

資料3に基づきまして、総合型放課後事業について御説明させていただきます。

本市では、全ての児童を対象とした放課後の安全な居場所づくりと小学校入学以降も保護者が安心して就労できる環境の整備を進めるため、国や本市の放課後対策における計画をもとに、令和4年3月に放課後対策の具体的な取組の方向性や考え方、実施手法や実施時期等を定める総合型放課後事業実施プランを策定し、令和5年度から全小学校で実施する総合型放課後事業の取組を進めております。

実施プランでは、安定した運営を確保するため、民間活力を活用した運営委託の推進を図ることとし、直営22校、委託22校で実施することとしています。

1. 総合型放課後事業の内容なのですが、留守家庭児童会室と新たに放課後に児童が

安心して自由に遊べる場の1つとして、学校の一部を開放する放課後オープンスクエアを一体的に運営することで、保護者等のニーズに応じて留守家庭児童会室と放課後オープンスクエアを選択できる環境の整備を行います。

これについては、簡単に言いますと、土曜日と三季休業日のみの留守家庭児童会室の預かりのニーズがある中で、留守家庭児童会室のみを変更するのではなく、安全に遊べる場所に限りがある中で全児童を対象として居場所をつくる必要があるのではないかとということで、この事業になったということになります。

総合型放課後事業のイメージについては、そこを踏まえた上でのイメージ図となっており、土曜日は、枚方子どもいきいき広場として、地域が行っている子どもたちの事業があるのですけれども、そことも連携をしながら、実施していくことを考えております。

次に、2ページになりまして、総合型放課後事業の運営について、運営については現在留守家庭児童会室の現状等も踏まえまして、安定した運営を確保するため、民間活力を活用した運営委託の推進を図ることとしています。

これにつきましては、今、留守家庭児童会室においても保育需要の高まりから、担い手不足となっておりますので、拡大する事業を民間委託も活用しながら行っていくということで考えております。

委託校と直営校は、お示してあるとおりですが、地域を4分割して、それぞれ小規模校や大規模校のバランスや公共交通機関の利便性、運営のしやすさ、今後の児童数の増減等を総合的に考慮して決定したものでございます。

委託期間につきましては、保育の積み上げができるよう、安定した保育を行うということで、5年間と考えております。

また、より多くの事業者が参画できるように、4つのエリアに分け、規模を1ブロック5～6校として募集を考えています。

3. 児童の入退室管理システムの導入については、総合型放課後事業の実施に合わせて、ICTを活用し、対象が拡大する児童の入室時間や退室時間の管理や入退室時刻の保護者へのメール通知、欠席連絡や連絡帳入力等をシステムで行うことで、児童の安全対策や保護者の利便性の向上と職員の業務改善を図るものです。

また、現在、窓口で受け付けている留守家庭児童会室の入室申込については、保護者の利便性の向上を図るため、オンライン申請の導入を進めます。入退室管理システムについては、ICTにより安全管理を行っていくのですけれども、この間のバスの事故でも問題になったように、機械頼りになるのではなく、使用方法を取り決め、きちんと管理していくということで考えておりますのでよろしくお願いいたします。

3ページ、今後のスケジュールですが、記載のとおりとなります。

5. 留守家庭児童会室と放課後オープンスクエアの概要ですが、留守家庭児童会室は、保育を必要としている児童が通うところであり、放課後オープンスクエアにつきましては、全児童が自由に遊べる場所というところで、事業趣旨が異なります。開設日につきましては、平日と三季休業期。留守家庭児童会室には、土曜日の臨時開室は継続させていただくのですけれども、年間10回程度ということになりますので、そこは放課後オープンスクエアを開室するというように考えています。

開室時間は、記載のとおりでございます。利用料につきましては、留守家庭児童会室は、有料となっております。保育料が一人につき月額7,200円、延長保育料が月額1,000円となります。保育料については、減免措置があります。放課後オープンスクエアは、無料となりますけれども、保険料等実費負担がありますので、年間1,000円ぐらいはご負担いただく予定です。

対象については、記載のとおりになります。おやつ提供につきましては、おやつ代は留守家庭児童会室はおやつがありますので、ひと月2,000円。放課後オープンスクエアでは、おやつ提供は行いません。活動場所、総合的な運営の効果につきましては、記載させていただいております。以上です。

【会長】

多岐にわたり御説明あったと思うのですが、委員の先生方御質問等がございましたら、御自由にいただけますか。

私のほうから、最初にちょっと確認させていただきたいのですが、4つのブロックに分けるじゃないですか。

【事務局】

はい。

【会長】

それぞれについて、委託校は5校、5校、6校となっているわけですね。これは、今回業者を決めるにあたって、しかも下の2つについては、留守家庭児童会室と放課後オープンスクエアについては、同じ事業者がやられるわけですね。

【事務局】

はい。

【会長】

問題は、その区域との関係でいうと、例えば、北部、中部、南部、東部。北部で一事業者を選定して、中部では、また同じか別かは別にして、別途選定するみたいな理解でよろしいのですか。

【事務局】

そうです。それぞれ業務は別になっておりますので、事業所が複数のエリアに申請することも可能と考えております。複数の業務(エリア)を申請された場合は、プレゼンテーションは、同じ審査会の中で決定しますので、地域に関する部分をそれぞれ説明してもらおう考えです。

【会長】

手続的にはそういうことですね。

【事務局】

はい。

【会長】

決め方としては、北部については、この事業者さん。中部については、この事業者さんという決め方になるという理解でよろしいのですか。

【事務局】

はい、そうです。

【会長】

もちろん同じ事業者になる場合もあるでしょうけれども。
どうぞほかに、いいですか。

【委員】

今のことに関連してなのですが。そうすると、例えば、22校分のエリアをカバーする事業者を、この審査会で決めるとしたときに、例えば、Aという事業者は北部しかやりません。Bという事業者は、例えば中部と南部でやりますよ。そうしたら、東部はどうなるのですかという可能性もあるわけですね。

【事務局】

そうです。

【委員】

そういうことですね。

【事務局】

はい。

【委員】

例えば、この4ブロックを担当する事業者を選ぶのではないということですので、選ぶ中で、抜け落ちるブロックが、もしかしたら出るかもしれないということですね。

【事務局】

そういう可能性もあります。

【委員】

抜け落ちてしまうブロックが出てもいいのですよということがあればいいのですけれど。

もし、それが困るという話になると、どれぐらいの事業者が出てくる見通しがあるのかということになります。それこそ、4業者さん出てきてくれて、それぞれみんなが、私は北部をやりますというふうに手を挙げていただけたらいいのですけれど、その辺の見通しが分からないですよ。

【事務局】

業者から聞き取りを行っている分につきましては、全て申請したいと言われている事業者もあります。委員が言われた可能性は十分あると思っております。

ただ、この方法しかないと考えておりますが、もし何か御提案があればお聞かせください。

【委員】

審査するときに、ちょっと難しいと思ったのは、例えば全エリアをやりますというAという事業者さんがいて、Bという事業者さんは、北部だけやりたいといった。審査の結果、北部はBがAよりも全然よかったので、Bになった。その場合は北部だけAになるということもあるのですか。

【事務局】

Aが審査で基準を満たしていればそれは有り得ます。募集要項でも、例えば、4つのエリアを申請しているけれども、一部のエリアを選定されなかったことを理由として、辞退することはできないというように記載されています。

【委員】

全体のコントロールは、枚方市さんがやるということ形がいいでしょう。

質を保証の話になってくるのですけれど、Aという事業者さんは北部にだけを中心にして、手厚くやりたいという提案を出してくる。Bという事業者さんは、全体をやるけど、全体的に薄くやる。Bという事業者さんに、Aのレベルまで上げてくださいというふうに、ほかの3つのブロックに言うのか。それとも、Aというブロックにも担当した事業者さんには、Bの事業者さんと同じレベルでいいですと下げたほうをしてもらうのか。

要は、エリアにあんまり偏りがいいほうがいいですよ。事業者さんによって違うと、あまりよろしくないような気がして、その辺の調整はしていこうと。

【事務局】

委託にしても直営にしても、運営については、同一となるようマニュアルも定めますし、巡回も行って確認する考えです。

【委員】

募集要項の中には、担当希望のブロックを記入する項目があるのですか。

【事務局】

申請書に書いていただくようになっております。

【会長】

よろしいですか。

【委員】

ということは、それぞれの希望するところに入るかもしれないし。でも、そうじゃなくて、希望するところ以外でも行っていただけますか、ということもできるのですか。

【事務局】

今の御意見のところを踏まえまして、次の募集要項のお話で検討していただきたいと思いません。

【委員】

この事業自体に関して、いわゆる放課後オープンスクエアというのと、留守家庭児童会室というのは、ちょっと性格を分けるというお話だったのですけれど。曜日が、留守家庭児童会室は土曜日がないのですね。放課後オープンスクエアは土曜日がある。留守家庭児童会室のところでは、ここに書いてある保護者の就労や病気等によって、保育のニーズがあるのですけれど。そうすると、土曜日は来られないということですか。

【事務局】

オープンスクエアと留守家庭児童会室は併用していただくことができますので、オープンスクエアの方に参加していただけます。この事業は留守家庭児童会室の土曜日の開室を求める声がある中で、他市等も踏まえ、土曜日は登室人数が少ない中で、留守家庭児童会室だけを開室するのではなく、全ての子どもたちが遊べる場所が必要じゃないかということで、こういう形になりました。

【委員】

これは枚方市さんだけに限らずですが、子どもが病気になった場合、いわゆる病児保育というのがあるのだけれど、病児保育はお考えになられているのですか。

【事務局】

就学前までの病児保育は枚方市では行っておりますが、学童の病児保育まではまだ検討しておりません。

【委員】

就学前の病児保育はされていますね。

【会長】

よろしいでしょうか。
委員、何かございますか。

【委員】

大丈夫です。

【会長】

よろしいですか。

【委員】

はい。

【会長】

そうしたら、次の案件に行かせていただきたいと思います。（５）募集要項と仕様書、それぞれ案について議題といたします。

事務局から説明をお願いします。先ほどのちょっと関係するみたいになるみたいなのがあるみたいですが、お願いします。

【事務局】

それでは、案件５「総合型放課後事業運営業務運営事業者募集要項（案）及び仕様書（案）」について御説明させていただきます。少し時間が長くなると思いますが、御了承いただきたいと思います。

まず、インデックスで募集要項という形で付けさせていただいているものを御覧いただきたいと思います。募集要項につきましては、運営事業者を選定する際の申請者の資格や、提出を求める申請書類などといった、ルールや手順を記載した書類となっております。また、仕様書につきましては、本市が、当該事業の管理運営において、運営事業者に求める業務内容・仕様を記載した書類となります。先ほど、御説明させていただきましたとおり、本日、これらの内容について、委員の皆様のご意見等をいただき、市におきまして、内容を決定し、公募の手続きを進めてまいりたいと考えております。

それでは、募集要項の内容の説明をさせていただきます。

まず、一番上の運営事業概要についてでございますが、まず（１）といたしまして、事業の名称及び実施場所として、今回委託します２校の事業名称及び実施場所を記載しております。

続きまして、２ページには（２）市内エリア等として委託校の位置関係を示した地図を添付させていただいております。

次に、３ページ、（３）として規模等として、現時点での留守家庭児童会室の運営予定支援単位及びオープンスクエアの実施場所等について記載しています。

（４）番の枚方子どもいきいき広場事業との連携の部分につきましてはですが、これも先ほど御説明させていただきましたとおり、いきいき広場とは連携していくというようなことでその

旨を記載させていただいております。

続きまして、2番の管理の基準についてですが、令和2年3月に策定しました「児童の放課後を豊かにする基本計画」に基づきまして、取り組んでいくというような内容を記載しております。(1)の留守家庭児童会室と放課後オープンスクエアの総合的な運営というところで、①といたしまして、児童会室とオープンスクエアは、1つの事業者が両事業を一括して運営し、両事業への参加児童を一元的に管理するという内容を記載させていただいております。次に4ページ、②番のなお書き以降につきましてですが、児童の遊び場は専用室に限定されることなく、他の事業との調整を図りながら、グラウンドや体育館などについても可能な限り児童のニーズに応じて活用していただくというような内容を記載させていただいております。

次に(2)児童会室についてですが、まず冒頭では、児童会室の目的や趣旨、取組内容について記載しております。また、管理運営の基本的事項は次のとおりとしており、①から③を記載しております。②といたしましては、本市では全ての児童会室で運営基準等を統一し、サービス内容に格差が生じることがないように取り組んでおり、受託者はこれらを踏まえまして、児童にとってよりよい保育環境を目指すというようなこと言を入れさせていただいております。また、③では休室日や開室日、先ほど御説明させていただきました内容について記載しております。

続きまして、5ページに移っていただきまして、(3)オープンスクエアについてですが、こちらも、まず冒頭の部分で、目的や趣旨を記載しております。

また、運営の基本的事項は次のとおりとしており、児童会室運営と異なる内容に限り、ここでは記載をしております。②としまして、開室時間等を記載しております。次に、3番の業務の範囲、内容についてですが、これにつきましては仕様書によるというふうにしております。仕様書の説明は、この後、させていただきます。

4番、契約期間につきましては、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間としております。

5番、参加応募資格要件についてですが、次の全ての要件を充足する法人であることとしております。(1)業務を継続して行うことが確実に見込まれることや、(2)次の①から③のいずれかの事業と④の事業の運営実績を有することとしております。

(4)以降につきましては、国税、市税に係る徴収金を完納していることであつたり、(7)番では、枚方市の指名停止措置を受けているものであつたり、次のいずれかに該当する法人等につきましては申請者となることができないというような内容を、(8)から(12)まで記載しております。

次のページ、6ページに行ってくださいまして、(13)の申請の制限につきましては、申請は、先ほどもありましたけれども、1法人につき複数エリア可能とするという内容を記載しております。

次に6番として、見積上限額、基本となる委託料の上限額についてですが、5年間でⅠの北部エリアにつきましては5億1,300万円、Ⅱの中部エリアにつきましては3億4,200万円、Ⅲの南部エリアにつきましては5億5,575万円、Ⅳの東部エリアは6億8,400万円を上限として設定をしております。この金額につきましては、各エリアの支援単位数を基に、これまでの運営実績や子ども教室モデル事業での費用実績から算出した額となっております。

す。今回の募集にあたり、調査基準価格を設定し、当該価格を下回る提案額での申請があった場合につきましては、その提案額により適正な業務の履行が可能か否かについて、申請者から調査書類の提出を求めることなどによりまして、選定審査会において、審査をしていただくというような考えを記載しております。

続いて、7ページの7番の留守家庭児童会室における引継ぎ保育に係る委託料の見積上限額についてですが、これにつきましては1室あたり32万円としております。この金額につきましても、引継ぎ保育に係る時間や人件費等から算出した数値となっております。次に8番の委託料の決定ですが、運営すべき児童会室、オープンスクエアが増減する場合や、業務量が増大する場合等につきましては、委託料について別途協議することといったような内容を記載しております。

9番、事業準備期間及び契約の締結につきましては、(1)としまして、選定された事業者が委託事業開始日までの間を準備期間として教育委員会との打ち合わせ、従事者の確保、業務履行に必要な物品等の確保等を行うというような内容を記載しております。ここでは4月からの運営に関する事項や契約保証金等に関することを記載させていただいております。

次に、8ページに移っていただきまして、10番の施設・設備の改修・整備につきましては、施設の設置目的等は損なわない範囲で、委託期間終了時には原状回復することを条件とし、教育委員会、学校との承認が必要という旨を記載しております。11番の備品管理区分ですが、児童会室、オープンスクエア運営に必要な事務机・事務椅子等の内部管理事務に関わる備品等のうち法人が希望する者について貸与するというようにしております。また、運営に支障を来さないよう、施設運営上必要な備品類については、適切に管理することといったような内容を記載しております。

12番として入退室管理については、教育委員会が契約する児童ごとに発行したQRコード等を使用し、児童の入退室時間の管理や入退室時刻を保護者へメール通知、欠席連絡や連絡帳機能を併せ持つ入退室管理システムを、教育委員会の指示に従い使用することなどを記載しております。

13番の運営事業者の義務といたしまして、(1)条例、規則等に基づき、公平かつ公正な施設運営に努めることというような内容や、(2)秘密保持の義務であったり、9ページに移っていただきまして、(6)の文書の管理や保存、(7)事故等に備えての適切な保険への加入をしていただくことなど、(10)の業務に従事する者が人権について正しい認識を持ってもらうための人権研修であったり、(13)のところで、LGBTQなど性的マイノリティに関する取組などについて、記載をしております。

次に下の14番、経理に関する事項では、例えば、(2)委託料の支払いの部分は、業務に係る経費は四半期に分割して支払うということや、次ページに移っていただきまして、(3)の修繕費の取扱いでは、破損等を発見した場合につきましては迅速に修繕を行うことというような内容や、(6)の光熱水費の取扱い等について記載しております。

15番、応募に必要な提出書類として記載しております。(1)の総合型放課後事業運営事業者申請書から、(5)の申請に係る誓約書まで様式1から様式5は、この募集要項の最後のページに添付しております、これらの書類を提出いただく必要があるということを記載しております。また、(6)の申請書添付書類としまして、登記簿謄本であったり、役員の氏名・履

歴であったりといった資料も提出していただくことを記載しております。

次に11ページに移っていただきまして、16番の申請に当たっての留意事項についてですが、提出資料はA4判の縦長横開きファイルに綴っていただきまして、製本1部、写し10部を同時に提出する旨や、郵送やEメールでの受付は行わず、必ず持参することや、土日、祝日は受付を行わないことなどを記載しております。また、応募書類の記載内容に虚偽があった場合、失格とするといった内容もここでは記載しております。

17番の応募期間等につきましては、配布時期についてですが、配布期間は10月5日から10月31日を予定しております。次に、配布場所といたしましては、放課後子ども課、または、ホームページ等からのダウンロードも可能となっております。次に、(3)質疑期間ですが、10月11日から10月13日までとしておりまして、回答は10月20日の16時以降にホームページで公開する予定としております。(4)の申請書受付につきましては、10月13日から10月31日としております。

続きまして、12ページに移っていただきまして、18番の選定についてですが、選定審査会を置きまして、申請書類等に基づく調査、審議を実施し、委託契約予定事業者を選定するといった内容や、(2)のプレゼンテーションを実施する旨などについて記載しております。この選定につきましては、案件6で改めて御説明させていただきます。応募要領の説明につきましては、以上となります。

続きまして、長くなりますが、仕様書の説明に移らせていただきます。インデックスで仕様書と書かれている資料を御覧いただきたいと思っております。

まず、冒頭の部分については、業務内容とその範囲について、この仕様書に基づくものと定めております。

次に、1の対象児童及び定員につきましては、(1)対象となる児童につきましては、各小学校の在住の小学校1年生から6年生の児童で、(2)の児童の定員としましては、児童会室が1室につきおおむね40人、ただし待機児童を生じる場合につきましては、1室につき54人まで児童を受け入れる。また、それ以上となった場合で、65人までかつ前年度の4月から6月までの児童の平均出席率が80%以下の場合につきましては、安全管理上必要な職員を配置の上、児童を受け入れるという旨を示しております。

次に、2ページの②放課後オープンスクエアにつきましては、1室の定員は定めないとしております。参考といたしまして、令和3年度及び4年度の先行実施している4校の参加児童数を掲載しております。

次に、2番の事業実施方針についてですが、(1)の総合型放課後事業の実施は、先ほど御説明させていただきましたが、総合型放課後事業の内容について、記載をしております。

3ページに移っていただきまして、(2)実施方針ですが、以下の業務実施方針の下、事業を適切に行うものとして、記載をしております。例えばですが、①放課後児童健全育成事業の目的を十分に理解し運営を行うということであったり、③の全児童を対象とした放課後対策事業の目的を十分に理解し運営を行うことであったり、⑨の児童及び保護者の公平利用を確保し、公平・公正な運営を行うこと。⑩の保護者との連携を図るというような方針をここでは記載をしております。(3)の実施体制ですが、児童会室・オープンスクエアにそれぞれ個別の従事者を配置することや、児童会室運営に当たっては、必要な資格要件を満たす者を配置する

ことなどを記載しております。(4)の事業連携では、児童会室とオープンスクエア事業の連携を行うこと。また、いきいき広場との連携にも努めることというような内容を記載しております。

次に、4ページに移っていただきまして、(5)の①連携調整会議の部分についてですが、総合型放課後事業の統括責任者が毎月、翌月のスケジュールの調整や、総合型放課後事業・いきいき広場の翌月のグラウンドや体育館等学校施設の借用希望を調査し、学校と調整を行い、その結果を教育委員会に報告することなどを記載しております。②の調整会議では、年度初めと年度終わりに、情報交換や情報共有を行うため会議を開催することなどを記載しております。

3の開室時間についてですが、(1)の児童会室の開室時間、(2)でオープンスクエアの開室時間をそれぞれ記載しております。

4の休室日についても、(1)で児童会室、(2)でオープンスクエアのそれぞれの休室日について記載しております。

5ページに移っていただきまして、従事者の配置についてですが、(1)の基本事項といたしまして、関係法令、本仕様書の定めに従い、適切な人員の配置を行っていただくことや、③のユニフォームの着用など、従事者と分かるような事業にふさわしい服装で業務にあたることであったり、④の教育委員会との連携調整を行う者として、統括責任者を配置するといったような内容を記載しております。

(2)の総合型放課後事業の運営に配置する従事者の部分につきましては、①としまして、統括責任者として、業務全体を統括し、全従事者の指揮監督及び労務管理を行うとともに、業務が円滑に実施できるよう、必要な指示、調整を行うことなど記載しております。②サブリーダーについてですが、統括責任者を補佐し、統括責任者が不在のときは、これに代わり指揮監督に当たるという内容を記載しております。③児童会室室長の配置では、アの部分で、児童会室運営に求められる有資格者であり、各小学校にそれぞれ1名置くこととしております。④の支援員の配置ですが、児童会室運営に求められる有資格者である支援員を1室1名以上配置する旨を記載しております。⑤のスタッフの配置ですが、アでは、十分な知識を有し、訓練を受けた者を配置することであったり、イの柔軟な人員配置による効率的な運営を行うことといったような内容をここでは記載しております。

(3)その他の部分についてですが、①の従事者配置に当たりましては、安定的かつ継続的な雇用に努め、児童との継続的な関わりが持てる体制を整えることであったり、②の教育委員会が実施する研修の活用をはじめ従事者に対する研修を適切に実施するといったような内容を記載しております。

6ページに移っていただきまして、6の従事者の業務内容につきましては、(1)の①としまして、児童の健全育成に関する業務として、アの児童の健康管理であったり、イの情緒の安定、ウの部分の適切な遊びの指導であったり、エの学習活動といったような内容の業務について記載しております。②番の事業の運営に関する業務では、アの児童の出欠確認であったり、イの児童の安全確保について記載をしております。次に、7ページに移っていただきまして、ウでは、おやつの実施についておやつ提供であったり、おやつ代の徴収及び購入、誤食への対応等について記載しております。エとしまして、保護者との連携を行っていただく旨を記載しており、また、オの部分につきましては、環境整備として清掃や虫の駆除等を行うこと等を

記載しております。

8 ページに移りまして、各種書類の作成、提出、保存等について、児童会室、オープンスクエア、それぞれの事業実施に係る報告書を作成し、教育委員会への提出、または、保管を適切に行っていただく旨を記載しております。

その下には、教育委員会に提出が必要な書類について記載しております。オープンスクエアの①児童の自主性・社会性等の育成に関する業務といたしまして、児童の自由で自主的な遊びの見守りであったり、いじめ・暴力・けんか等の防止、適切な遊び環境の構築などを記載しております。

9 ページに移りまして、配慮の要する児童の対応といったような業務内容につきまして、記載しております。②の事業の運営に関する業務として、アの児童の出席確認、イの児童の安全確保、ウの保護者連携等、エの環境整備等について記載しております。

10 ページに移りまして、教育委員会に提出が必要な書類及びオープンスクエアで保管するものを記載しております。

次に、7番の安全管理といたしまして、(1)の日常の対応についてですが、危険等が予想される箇所には必要な安全措置を講じ、日常的に危険防止措置に講じることや、災害発生時や不審者侵入時等の避難等をスムーズに行うため、必要な訓練を実施する旨等を記載しております。(2)事故発生時の対応といたしましては、児童の事故等が発生したときは、医療機関への運搬等、直ちに適切な措置を講じるといったような内容を記載しております。(3)の緊急時・災害時の対応といたしまして、危険等の発生時には全従事者が対応をしてくださいという内容や、火災が発生、断水、地震、災害が発生したときの緊急の対応を行う必要性について記載しております。11 ページに移りまして、(4)の苦情及び要望等の処理についてですが、保護者等から苦情等を受けた場合等につきましては、受託者は適切な対応に努めることというようなことを記載しております。

8の引継ぎ保育についてですが、令和5年4月からの運営業務が円滑に実施可能となるように、引継ぎ保育を実施することといった内容を記載しております。

9の安全衛生等では、従事者に対しまして検便等を実施するとともに、児童の使用する設備や食器、お茶やおやつなど、飲食物の衛生管理に万全を期すことというような内容を記載しております。

10番の研修の実施につきましては、業務の質とサービス向上を目的とした研修を全従事者に実施する旨を記載しております。

11番の損害賠償についてですが、故意又は重大な過失により児童や保護者にけがを負わせた場合や、施設や設備等に損害を与えた場合は、賠償しなければならないといった内容を記載しております。

12ページに移りまして、12番の個人情報の保護についてですが、個人情報に関する文書等を取扱う場合につきましては、専用室外以外には持ち出さないことなど、個人情報の取扱いについて、記載をしております。

13番の現地検査・運営の検証、改善等につきましては、(1)教育委員会は、事業の実施状況について受託者に随時報告を求め、必要に応じて現地検査を行うことができるとしております。(2)として、受託者の運営内容において、仕様書等に照らして不備があると判断した

場合は、運営内容の改善を求め、受託者はそれに応じなければならないというような旨を記載しております。

14番の業務及び費用の分担区分につきましては、業務の分担区分表及びリスク分担表を別表1、別表2として、後ろに添付しております。

15番の委託料の支払いについてですが、業務開始当該年度に運営すべき児童会室数を決定した後に、委託料総額を契約額として定めるものとしております。ただし、その後児童会室入室申請児童数の変動によりまして、運営体制を変更する必要が生じた場合につきましては、変更契約を締結し、委託料及び契約額を変更するものとしております。ここでは委託料の支払いについて記載しております。

13ページに移りまして、16の受託終了に伴う引継ぎとしましては、受託期間の終了に先立ち、教育委員会と協議の上、教育委員会が指定する者との業務の引継ぎを適切に実施することとしております。

17の契約の解除ですが、教育委員会が求める報告を行わないときや、運営の継続が適切でないと教育委員会が認めたときには、契約解除があるという内容を記載しております。

18のその他といたしまして、業務を実施することができなくなった場合につきましては、教育委員会と受託者で協議を行うということであったり、業務の一部もしくは全部が履行不能となった場合、あるいは、不可抗力により対象施設に重大な損害が発生した場合は、仕様書等に従いまして適切な対応を行うことや、資機材、備品、消耗品の取扱いについて記載しております。

ちょっと長くなりましたが、以上で仕様書の内容についての説明を終わります。

【会長】

ありがとうございました。

非常に広範囲にわたる御説明だったと思うのですがけれども、先生方、御質問等がございましたら、御自由に御発言ください。

最初に、私から確認しておきますけれども、先ほどの説明では、例えば、全部の区域に関して申請していたのだけれども、結局、審査の結果、ある一部分の区域しか認められなかったと。その場合でも、申請を取り下げることができない旨の押さえがあるみたいなことをお聞きしたと思うのですがけれども。今のは、どこにもそういう記載が見られなかったのだけれど、どう考えたらいいのですかね。

【事務局】

募集要項の1ページの表の下に記載しております。

表の下に米印があって、米印の3つ目のところになります。

【会長】

3つ目ですね。複数のエリアに1事業者が応募することは可能であるが、一部の業務しか選定されなかったことを理由として、選定された業務を辞退することはできない。これが押さえになっているのですね。

【事務局】

はい。

【会長】

分かりました。
どうぞ、先生方。

【委員】

事業者さんの選定の基準の資格要件でいくと、募集要項の5ページ。保育園とか、認定こども園とか幼稚園とかのグループと、児童館、児童養護施設とか、一時預かりとか、青少年団体とかといった社会福祉法人を資格要件としていますか。いわゆる民間企業はダメなのですか。

【事務局】

いえ。民間企業でも可能です。

【委員】

エリアは全国から募集するのですか。

【事務局】

そうです。

【委員】

ということは、全国で周知させる。
ホームページで公開をして、どこからでも募集が可能。

【事務局】

はい。

【委員】

例えば、いろんなパターンが考えられるのですけれど。保育園児は保育園がある、それでいいのですけれど。例えば、お兄ちゃんは小学生で、弟が幼稚園児だった場合、一緒に行こうという場合はどうなるのですか。幼稚園児は入れないということですか。

【事務局】

小学生が対象となります。

【委員】

募集要項等に有資格者とか書いてあるのですけれども、資格要件としてはここに書いてあるような保育士とか、幼稚園教諭の有資格者が1人いればいいということですか。

【事務局】

支援の単位ごとにそういった資格をもつ放課後児童支援員が1人と求めています。

【委員】

支援単位が、各1校当たりどれぐらいありますか

【事務局】

3ページの表に班が書いてあるのですけれども、例えば、北部の1番の牧野でありますと、3班となります。これが1校当たりの班というか、支援の単位になります。

【委員】

ということは、一番上の牧野総合型、牧野さんのところで専用室が3あるので、3人の有資格者が最低基準として必要ということですね。

【事務局】

はい、そうです。

【委員】

ただ、そこで問題になるのは、子どものニーズに応じてあらゆる場所を使えるようにしなさいということです、グラウンドであったり、図書館であったり、あるいは体育館だったりとか、要は広がりますね。ということは、資格者が多分3人じゃ回らないですね。

学校は、保育園以上に大きいわけですから。その部分の管理と言ったときに、どんな人数配置、どれぐらいの人数をとというふうに認定するというか、そろえていると、こちらの判断としては、ああこれはなかなかいけるという業者さんだとか。ここは何か大丈夫そうな気がして、ここは足りないなとか、何かその辺の考えというのを教えていただきたいです。

【事務局】

人員の配置基準につきましては、募集要項は国や本市の基準を踏まえて、記載しております。その中で事業者独自の提案を審査会の中で確認していただきたいと考えております。

【委員】

多分国の基準というのは最低基準です。例えば、枚方基準、枚方モデルというのがプラスアルファでというのが出てきたほうがいいと思ったときに、その辺がどこを判断基準にしたらいいいのかというものが、ちょっと悩ましいかなと思うのです。特により手厚くというような、しかも枚方市の取組というのは非常に受け幅が広いがゆえに、手厚くするという事業者を選んだ

いなという。あるいは有資格者も、こういう人たちをそろえているところで、やっぱり良いというようなところで、どこを判断基準にすればいいのかと思っております。

【委員】

よろしいですか。今までモデル事業をしてきた中で、実際の配置と、それからそのときの子どもたちの動きだとか取組の中で、不都合があったとか、配置した人数と子どもとのバランスで、何か意見とかありましたか。

【事務局】

配慮が必要な児童に関する加配に対するご意見はいただいております。また、5ページに、資格だけではなくて、2年以上従事した者という条件を設けているのが、本市のプラスしている要件です。

【委員】

オープンスクエアはどうなっていますか。

【事務局】

オープンスクエアの場合は、2名以上ということになっていて、資格要件は求めておりませんが、統括責任者が児童会室と兼務になった場合は有資格者となりますし、一体的な運営を行うことになっております。

【委員】

スタッフの配置について、業務について十分な知識や訓練をやっていた者を配置することと、いったときに、訓練はどんな訓練をしているというところを明記した方がよいのではないですか。

【委員】

訓練でも、救急救命法といったら、初級、中級、上級とあるのだけれど、どれぐらいを求めるのか。実践できなくてはならないです。

先行実施の放課後子ども教室の参加の数字というものは、コロナ禍ですよね。だから、参加率が非常に悪いです、これが、だんだん緩和されて増えたときに、この体制でいけるかどうかというのは心配しています。そうすると管理できるかどうか。

【事務局】

こども教室については、人数の制限はありません。ただし、2人以上ということで、人数が多くなった場合は、それ以上の配置ということで協議事項にさせていただきます。

【委員】

今、とても大事なご指摘をいただいているのですけれども、子どもが来る人数に制限できないときに、もう少し柔軟に事業者さんには対応していただかないといけないわけですね。

【事務局】

はい。

【委員】

いつでも来るという前提で人数をそろえてというのが前提になるのではないですか。分からないですものね。天気によっても左右するかもしれないし、子どもたちの遊びの状況によっても分からないので。その辺が、柔軟にどういうふうに事業者さんのところで対応していただけるかなと思いますね。

【事務局】

子どもの人数につきまして、登録制にはなっていますので、登録者数と参加人数の統計を見ながら、人数を増加していただくことを考えています。今回の委託料は基本額ということで、加配が付ければその分が追加というところになっております。

【委員】

今回の事業は良いことではあると思うので、それがゆえに、きちんとした事業者を選ばないともったいないことになってしまう。事故なんかが起こったら一番大変であると思っていますので、しっかりとした判断基準が必要かと。

【事務局】

前回のプレゼンテーションでも、どのような配置を行うか、配置は出してもらうように計画の中になっていますので、そこを確認していただきたいと考えております。例えば、先行では、選ばれた基準の中には、正職の配置が評価されたという話もありました。配置基準を出してもらった上で、加点として見ていただければと考えています。

【会長】

加点理由として処理するのですよね、事業者さんの創意工夫でここがいいとか。今、先生方が言われているのは、やっぱりもうちょっと仕様書とか募集要項で、ここら辺の人数に関して、安全確保の観点から多めの基準を、枚方市として設定すべきではないかという御意見ではないでしょうか。しかも、最終的に、いろんな事業者になった場合、統一的な運用をしなくちゃならないわけじゃないですか。すごい工夫の事業者さんと、創意工夫のないような事業者さんと、そこはまた違ったらまずいわけですよね。

だから、そういう意味でも一定のそれなりの基準を、仕様書なり募集要項に出しておく必要があるのではないかなと思います。

【委員】

今、会長が言われたことはとても大事で、最初の話になるのですけれども、Aという事業者さんが北部と中部しかやりません、非常に高い質で。でも、南部と東部は1件ずつしか出てこなかった。ということは、要はAという事業者さんほど質が良くないけれど、でも1件しか出てこなかった。その場合はそこを通してという話になるのではないですか。その事業者さんは、BとCの事業者さんは、Aという基準まで上げてねということ是可以できるかどうかということですよ。地域によって安全性の確保が、アンバランス化が出てきてしまう。運営のアンバランスが出てきてしまうと、ちょっともったいないかと思うし、ちょっと違うかなと思います。

【事務局】

基準に満たしてなかったら、選定できないということになると思いますが。

【委員】

いや、その基準が1人しか配置してないというところで、今はオーケーなのです。それはどうなのか。でも、Aの事業者さんには、ここは安全確保のために、うちとしてはこれだけ2人配置します。あるいは3人するとか、正職も配置します。あるいは、看護師だったって、こういう形で連携を取ります。でも、BとCの人は、じゃあ必要な事態に連絡を入れますと、基準としては書いてあります。AとBとC、全然対応の仕方が違ってくるときに、BとCの事業者には、Aと同じ事業レベルをしてくださいというふうに言うのですか。それとも、でも、僕としては、そうしたほうが全体としてはバランスが取れるし、安全性という意味ではそっちにしてみらうほうがいいと思いますけれど。

【事務局】

その基準を、どうやって上げるかというところですが、有資格者を支援単位に2人というのは、今の国の動向とか、各自治体の状況を見ていると、物凄くハードルが上がる話で、直営でもそこが厳しい状況の中、そこを求めていくのかどうか…それであれば研修を求めるとかはどうでしょうか。

【委員】

有資格者で担保できないのだったら、訓練とか研修という話になると思うのですよ。でも、ここには訓練としか書いてないので、その訓練の提案を、こちらはどこで判断したらいいのかというところなのですね。

例えば、こういった研修をとというのも、1つの御提案だと思いますし。でも、それがないと、どの訓練をすればオーケーと、こっちは言えればいいのかということにもなりますし。

【委員】

前回も、モデル事業の応募した事業者の訓練というのがあって、きちんとしている内容を示していただきました。例えば、もちろん、安全だとかそういうこと、子どもの発達に関してこういう対応をしたらいいかとかそういうふうな指導者としての知識ですとか、そういうものも、

ちゃんと訓練の中でやっていますと。それは例えアルバイトであっても、それはしてないとアルバイトとして採用しませんというふうなことを書いていただきました。申請書の中に、先ほど事業者でどういう訓練をしていくのか、その訓練もこちらの基準はないかというふうなことを書いていただいていたならば、こちらのほうも判断できるのではないかなと思いました。

【委員】

そうなのです。今おっしゃっていただいたところで、前のところで、そういうふうなことを1つ選定で案がなかったというのでは、それを盛り込んでもいいと思うし。今回、ちょっと難しいのは、事業者がばらばらになっていったときに、訓練としか書いてないと、さっき言われたようなところがやっているところもあるし、こっちではそれが無いというと、全くちょっとあれなので、最低限例えばこれとこれの訓練はしておきましょうよというのを、前の選定のところでいい事例があったのであれば、それを入れ込んでもいいのかなと思うのですけれど。

【事務局】

分かりました。そこを修正で盛り込ませていただき、ご確認させていただきます。

【委員】

はい。

【会長】

そうですね。募集要項と仕様書は、基本的には行政さんが作られるので、先生方の意見を参考にして、また若干再検討していただければということでよろしいでしょうか。

そうしたら、これはここまでにいたしましょう。

【副会長】

募集要項の11ページの先生方の留意事項の(3)のところなのですが、虚偽があった場合は、失格とする。不備があった場合も、今後の取り扱いとする場合があると場合の、不備があった場合は、その都度委員会で、確認しあってとかするのか、どうするのかというのは話合ったらということでしょうか。それとも、この時点でこういう不備があったら、もうだめだよというのを確認、決められたものがあるということになるのですね。

【事務局】

事務局でまず確認させていただき、次の審査会でご確認いただくということでよろしいでしょうか。

【副会長】

では、その都度、その事項について委員会に諮るという形で。

【事務局】

はい。

【副会長】

分かりました。

【会長】

それでよろしいでしょうか。

【副会長】

はい。

【委員】

今回のこの事業の契約は、全然分からないのですけれど。5年間の契約となるのですか。

5年は、長いと思うのですけれども。途中で何かあったときには、その都度、例えば委託者に随時報告を求める。随時というのは、例えば年度ごとに、1年間どうでしたということ報告してもらおうといった形か。

【事務局】

毎月、必要な事項については、報告をもらうことになっていきます。その中で、教育委員会でも巡回を行って確認しております。5年間の期間ですが、長いか短いかと言いますと、審議会でも話があった中に、やっぱり保育の積み上げをするにあたって、3年間で、次のまた事業者が変わるのは、ちょっと短いのではないかという意見があったのです。

その代わり、先ほど言われたようなリスクも出てくるということになると思いますが、その場合は契約を解除するといったことも入れております。その中で解除にならないように指導を行いながら実施していくということで考えております。

【会長】

よろしいでしょうか。

【委員】

はい。

【会長】

それでは、引き続きまして、「案件（6）事業者選定基準（案）について」を議題とさせていただきます。

事務局でお願いいたします。

【事務局】

それでは、選定基準について、御説明させていただきます。まず、資料6、選定基準（案）

を御覧いただきたいと思います。

この選定基準につきましては、募集要項、仕様書に基づき作成するもので、委員の皆様へ申請団体を御採点いただく際の基準となるものでございます。

まず、1の運営事業者選定基準の位置付け及び選定の基本的な考え方としまして、業務提案や、価格、事業計画書の妥当性・実現性・確実性を総合的に評価する旨を記載しております。

次に、2として、本審査会の審査体制等について、裏面の3として、委託料について、次に、4として、業務提案と価格評価について、それぞれ記載のとおりでございます。本審査会において、申請団体の申請書等を審査し、御採点いただく旨を記載しております。

次にページをめくっていただきまして、横長の資料の内容審査表を御覧いただきたいと思っております。

選定審査会における審査の内容について、御説明させていただきます。内容審査ですが、各委員にAからEまでの5段階で評価をいただくこととしております。内容審査表の一覧の左の欄の要求事項を単位としまして、その横に確認事項、加点事項と続き、表の右端に配点のウェイトを乗じて、各要求事項の得点とするものでございます。

その中で、募集要項でも御説明させていただきましたが、今回は1事業者が複数の業務（エリア）に応募することが可能となっておりますので、プレゼンテーションを行っていただく際に、応募エリアにおける特色ある取組や独自提案及び応募エリア選択理由について、エリアごとに答えていただくということを想定しております。

そのため、複数の業務に応募してきた事業者については、総合型放課後事業の運営方針についての②運営に関する計画、（オ）応募エリアにおける特色ある取組・独自提案及び応募エリア選定理由の部分につきましては、エリアごとに採点をしていただくというようなこととなります。

続きまして、内容審査における確認事項及び加点事項について、御説明させていただきます。恐れ入ります、資料を1ページめくっていただきまして、資料6－3運営事業者選定に係る内容審査の考え方についてを御覧いただきたいと思っております。

こちらについては、選定基準における内容審査に係る表を一部抜粋する形で記載した補足説明資料となっております。

まず、資料の上でございます表中、左から2列目に記載しております、確認事項の欄について、御説明させていただきます。資料の中ほどに、白抜き文字で確認事項といたしまして記載しております四角囲みの部分を御覧いただきたいと思っております。

確認事項につきましては、運営事業に関して、申請団体に求める基礎的事項でございます。募集要項に記載しております事業者が提案するに当たっての確認事項が、必要な内容とあわせております。

委員の皆様には、申請団体が提出していただきます事業計画書等を御確認いただき、採点は要求事項ごとに行っていただくものとしております。例えば、要求事項の①経営方針の中にあります、確認事項の1番から4番を満たしていれば、要求事項の①経営方針における採点については、基礎点であるC評価ということになります。

次に、表の左から3列目の加点事項の欄について、御説明いたします。加点事項と記載しております四角囲みの部分を御覧いただきたいと思っております。

加点事項につきましては、申請団体が提出しております事業計画書において、要求事項の項目中の確認事項を全て満たしており、かつ、その内容が確認事項を超えて優れている場合において、基礎点であるC評価に加点し、評価をランクアップさせる際の基準となるものでございます。

加点事項の採点に対する考え方といたしましては、資料下段に記載しております表を御覧いただきたいと思っております。真ん中にごございますC評価を基礎点といたしまして、その上で、加点事項として記載しております内容を全て満たす提案が行われている場合に、A評価とし、加点事項の記載に該当する提案が見られるものの完全ではない場合について、B評価とするものでございます。

なお、加点だけでなく、減点もございます。基礎的事項である確認事項の記載におきまして、内容に不明確な点がある場合はD評価。また、確認事項に係る記載が無いか、確認事項が求める内容をまったく理解していない項目が1項目でもある場合については、E評価というように減点を行うものでございます。

資料6の選定基準(案)の2ページにお戻りいただきたいと思っております。3、委託料について、御説明させていただきます。

委託料につきましては、資料2ページの中段に記載している計算式によって得点化を行うということで、申請団体から提示された委託料のうち最も低い額を提示した団体の得点を100点とし、それ以外の団体が提示した額との差を100点から差し引きして点数化をしていきたいと思っております。

換算する際生じます小数点につきましては、内容審査による点数化において小数点第1位まで表示されることから、委託料で求める点数化での小数点の処理としまして、小数点第2位を四捨五入し、数値を合わせていきたいと考えております。

次に、4、業務提案と価格評価についてですが、委託契約予定事業者の選定につきましては、事業計画の内容審査を60点満点とし、委託料40点満点をそれぞれ得点化したものを合算しまして、100点満点とする方式で行っていただいております。

なお、順位につきましては、あくまで業務提案と価格評価による得点を合計した順となりますが、2団体以上が同点となりました際には審査会に諮って決定してまいりたいと考えております。

説明につきましては、以上でございます。

【会長】

ありがとうございました。

選定基準案につきまして、先生方、御意見、御質問等がございましたら、御自由に御発言ください。

【委員】

内容審査表で、要求事項、確認事項がありますが、チェックは何項目ですか。確認事項の①、②、③、④とか、全部数えると、29個ある中で、項目ごとに、A、B、Cをつけるということですね。13項目を100点に換算するということですね。

【事務局】

そのとおりでございます。

【委員】

資料に記載のある内容を見ると、本当にこの基準、基礎点が、資料に書かれた箇所以降に満たす記載があるということ。そして、Aの部分、Aが満たしている上において、創意工夫があったり、それなりに十分に配慮されているなど、プラスアルファの部分が、以前は、かなりあったような気がしております。

【会長】

はい。

【委員】

そういった形で評価していました。

あとは、私はとても参考になったものは、事業の方と事務局とのやりとりでして、そこが不備ですよと言われたときに、きちんとそれに対して対処されるかどうか。その返し方が非常に遅かったり、十分な返し方がなかったりということ、事務局の方が感想というか、事実こういうことがありましたということを書いてくださったときに、なるほどという参考になりましたので、やはりその辺も、熱意といいますか、この事業をやりたいという熱意というのは、なかなか応募書類でも分かる部分ではありますが、そのようなやりとりというのは大変参考になったと思います。

【会長】

そうですね。委員、いかがですか。

【委員】

いや、特に。

【会長】

よろしいですか。

今、委員が言われたのはあれですよ、プレゼンテーションの後に、事務局からの話ですよ。

【委員】

はい、そうです。

【会長】

それは割と貴重な場だと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、選定基準案については、これとおりでやらせていただければいいかと思います。
それでは、（６）は以上になります。
最後に、「（７）その他」について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

その他につきましては、ございません。

本日の資料につきましては、そのままお席に置いていただきましたら、次回、また、こちらで準備させていただきます。お持ち帰りいただいて、次回に持って来ていただくという形でも、どちらでも結構でございます。よろしくお願ひしたいと思います。

【事務局】

今回は、資料に修正がありますので、もし持ち帰られる際は、差し替え分を送付させていただき、差し替え分と、見比べていただく形もできるかと思いますが、いかがでしょうか。

【会長】

分かりました。

委員の御意見を参考にして、若干修正が入るかもしれません。よろしくお願ひいたします。

それでは、よろしいでしょうか。本日の日程は全て終了いたしました。よって、第1回総合型放課後事業委託事業者選定審査会を閉会いたします。

委員の先生方、長時間にわたり御協力をいただき、ありがとうございました。

また、次回もよろしくお願ひいたします。